

市内食品事業者・農業者等の商品・開発改良や販路拡大を応援します！

平成30年度

食のマーケットイン支援補助金
募集要項

平成30年3月

公益財団法人新潟市産業振興財団

1 制度の目的

公益財団法人新潟市産業振興財団（通称：新潟 I P C 財団）では、新潟市内食品産業の活性化による地域産業の振興を目的に、自社のこれまでの事業活動を踏まえつつ、市場動向をとらえた商品の開発・改良や販路拡大のための取り組みに対し、必要な経費の一部を補助します。

特に、自社の強みを活かした独自性の高い取り組みや、地域の中小企業にとって先進事例となるような波及効果の高い取り組みを重点的に支援します。

2 制度の概要

(1) 補助対象者

以下の全てを満たすことが必要です。

- ① 新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業者の定義については、【別表 1】をご覧ください。）
※農業者等（個人事業主、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る））を含む。
- ② 当財団の「I P C ビジネスマッチングサイト」に会員登録している者（農業者等は登録不要。）
- ③ 新潟市税の未納が無い者
- ④ 【別表 2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者

(2) 補助対象事業

下記コースのいずれかを選択してください。コースにより対象となる経費が異なります。なお、同一期間内で両コースを申請することはできません。

【商品開発コース】

新商品の開発や既存商品の改良の取り組み。

【販路拡大コース】

自社商品の販路拡大を目指す取り組み。

※両コースとも商品は加工食品に限ります。一次産品や非食品は対象になりません。

(3) 補助金の内容

補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助します。

① 補助率、補助限度額及び補助対象期間

補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内 (ただし、過去 5 か年度以内に本補助金制度、または平成 3 0 年度以降同一コースを利用したことがある事業者は、補助対象経費の 2 分の 1 以内)
補助限度額	3 0 万円
補助対象期間	上期：交付申請日から平成 3 0 年 8 月 3 1 日（金）まで 下期：交付申請日から平成 3 1 年 2 月 2 8 日（木）まで

※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額です。

② 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件を全て満たすもので次の表に掲げるものです。

- ア 使用目的が事業遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ 交付申請日以降に発生し、事業期間中に支払われた経費
- ウ 証拠資料等によって金額が確認できる経費

【商品開発コース】

経費区分	種別	適用範囲等
商品開発費	原材料費	商品開発・改良に要する原材料等の購入に要する経費
	外注・委託費	加工、レシピ開発、成分検査、パッケージデザイン、マーケティングリサーチ、商品開発の一部を第三者に外注・委託するために支払われる経費
その他の経費		消耗品費、事業の遂行に必要な経費の内、上記に該当しない経費 ※取得価格（消費税込）が10万円以内のものに限ります。

【販路拡大コース】

経費区分	適用範囲等
販促物制作費用	チラシ、パンフレット、ウェブサイト、サンプル品、ノベルティ、展示会等の装飾物などの販促物の製作に直接かかる費用（原材料費、外注費、委託費など）
販促活動費用	マスメディア広告、インターネット広告、折込広告、ダイレクトメール、FAXDM、ポスティングなどの販促手法の利用に直接かかる費用（広告掲載費、使用料、委託費など）
その他の経費	事業の遂行に必要な経費の内、上記に該当しない経費（消耗品費、通信費など） ※取得価格（消費税込）が10万円以内のものに限ります。

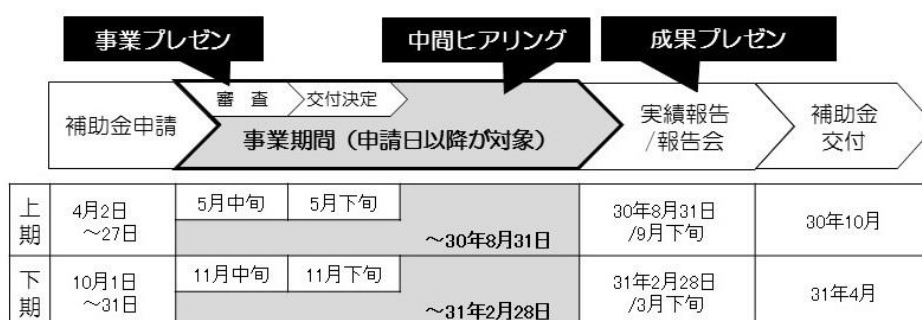
※消費税及び地方消費税、銀行口座等振込手数料、人件費、旅費は補助対象外です。

※他団体からの補助等が充当されている経費については、その金額を除きます。

※補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）と同一の経営者である事業者または同一連結決算対象の事業者の製品の調達等に係る経費は、補助対象外です。

3 事業の流れ

事業手続きの流れの一例です。（申請内容によって、変更になる場合があります）



4 申請の手続き

補助金の交付を申請する場合は、募集期間内に次の書類を提出してください。

申請書類 提出期間	<p>上期：平成30年4月2日（月）～4月27日（金）午後5時30分</p> <p>下期：平成30年10月1日（月）～10月31日（水）午後5時30分</p> <p>※下記提出書類を、後記「12 相談及び申請受付窓口」に必ず持参してください。郵送での提出は受理できません。</p>
提出書類	<p>①補助金交付申請書（別記様式第1号） 1部</p> <p>②事業計画書（別紙1） 1部</p> <p>③収支明細書（別紙2） 1部</p> <p>④対象者であることの証明 1部</p> <p>資本金額が要件を満たす場合：登記事項証明書（直近6ヶ月以内のもの、写し不可）</p> <p>従業員数が要件を満たす場合：健康保険加入者数を確認できる書類等</p> <p>⑤直近1ヶ年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書） 1部</p> <p>個人の場合：直近1ヶ年分の確定申告書の写し</p> <p>⑥直近の「新潟市制度用納税証明書」 1部（写しは不可）</p> <p>※証明書交付窓口は、後記「14 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧」をご参照ください。</p> <p>⑦収支明細書で単価10万円以上の経費の算出根拠となる書類 各1部</p> <p>見積書又は単価表（無い場合は算出根拠となる資料）の写し等</p>

5 交付可否の決定

（1）審査方法

- ①補助金の申請があった場合には、申請書類受領後すみやかに、当財団において当該申請内容が本補助金の要件に合致しているかどうか確認します。当財団において本補助金の要件に合致していないと判断したものについては、以降の審査を実施しません。
- ②本補助金の要件に合致していると判断された補助申請者には、当財団が指定する時間・場所において開催されるプレゼンテーションに出席していただきます。なお、当財団の求めに応じず、プレゼンテーションに出席しなかった場合は、審査しません。
- ③プレゼンテーションでは、補助申請者による事業内容等の説明と、外部審査委員等によるヒアリングを実施します。
- ④申請書類及びプレゼンテーションの内容を基に、補助金交付の可否を審査します。なお、交付決定にあたり必要な条件を付す場合があります。

（2）結果の通知

申請者全員に対し、採択または不採択の結果を文書で通知します。

（3）その他

原則、当財団の他の補助金と重複して採択しません。

6 審査の観点

審査では、主に下表に記載する事項について、あらかじめ定めた審査表をもとに審査します。

審査の観点
①妥当性（これまでの事業活動と事業計画の整合が図られている取り組みである。）
②市場性（市場動向や消費者（顧客）ニーズをとらえた取り組みである。）
③独自性（自社の強みを活かした競合優位性の高い取り組みである。）
④実現性（事業期間内での実施が可能な取り組みである。）
⑤継続性（事業終了後も継続した発展が期待できる取り組みである。）
⑥波及効果（地域の中小企業にとって先進事例となり得る取り組みである。）

7 実績報告

補助金の採択を受けた事業者は、補助事業が完了したときは、報告期限までに次の書類を提出してください。

報告期限	次のいずれか早く到来する期日 ア 補助事業の完了日から30日以内（初日不算入）の末営業日 イ 上期 平成30年8月31日（金） 下期 平成31年2月28日（木）
提出書類	① 補助事業実績報告書（別記様式第6号） 1部 ② 補助事業実績報告書の補足資料 1部 ③ 収支明細書（別紙3） 1部 ④ 収支明細書で単価10万円以上の経費の算出根拠となる書類 各1部 見積書又は単価表（無い場合は算出根拠となる資料）の写し等 ⑤ 補助対象経費の支払いに係る請求書またはその写し 各1部 ⑥ 補助対象経費の支払いに係る領収書、振込書等またはその写し 各1部

8 補助金額の確定・補助金の交付

（1）実績報告会

補助事業者は、実績報告書類の内容に対し、当財団の定めた日程においてプレゼンテーションをしていただきます。補助金額は、実績報告会で審査を行った後、確定し、文書で通知します。

（2）補助金の交付

補助金額の確定通知後、補助金を支払います。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の事項を留意、順守してください。

(1) 計画の変更

補助事業の内容または予算を変更しようとするときは、軽微な変更（※）である場合を除き、補助事業変更申請書（別記様式第4号）及び関係書類を提出する必要があります。

※「軽微な変更」とは、次のいずれかに該当する場合は、

- ・補助事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの
- ・収支明細書に計上した補助対象経費（総額）の変更が20%以内であるもの

(2) 関係書類の整備及び保存

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助事業が完了した会計年度の終了後、5年間保存してください。

(3) 財産の処分の制限

補助事業により取得した物品等を、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することは、原則不可です。

(4) 情報の公表

補助事業の期間中、補助事業に関する情報は、原則非公表とします。

補助事業完了（補助金交付）後は、原則、補助事業者及び補助事業の名称などを当財団のホームページ等において公表します。

(5) 成果の公表

補助事業の完了後、補助事業者の了解が得られる場合は、補助事業の成果の全部又は一部を公表します。また、補助事業完了後、当財団の求めに応じて、補助事業の成果報告及び成果の公表等に協力していただきます。

(6) 事業化状況の報告

補助事業の完了後、当財団の求めに応じ、事業化の状況等について報告していただきます。

10 様式等

様式等は、当財団ホームページからダウンロードできます。

新潟IPC財団 ホームページ <https://niigata-ipc.or.jp/ipc/>

11 その他

申請にあたっては、「公益財団法人新潟市産業振興財団補助金交付要綱」を必ずご覧ください。また、ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

12 相談及び申請受付窓口

公益財団法人新潟市産業振興財団（新潟IPC財団） ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 N E X T 21 12階

T E L : 025-226-0550 F A X : 025-226-0555 E-m a i l : info@niigata-ipc.or.jp

13 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧

詳細については、新潟市市税事務所市民税課管理・証明係にお問い合わせください。

担当係及び名称	所在地等
市税事務所 市民税課 管理・証明係	新潟市中央区学校町通 1-602-1 TEL : 025-226-2243
北税務センター	新潟市北区葛塚 3197 TEL : 025-387-1205
東税務センター	新潟市東区下木戸 1-4-1 TEL : 025-250-2510
江南税務センター	新潟市江南区泉町 3-4-5 TEL : 025-382-4105
秋葉税務センター	新潟市秋葉区程島 2009 TEL : 0250-25-5311
南税務センター	新潟市南区白根 1235 TEL : 025-372-6160
西税務センター	新潟市西区寺尾東 3-14-41 TEL : 025-264-7511
西蒲税務センター	新潟市西蒲区巻甲 2690-1 TEL : 0256-72-8266
中央区窓口サービス課	中央区西堀通 6-866 (NEXT21 2階) TEL : 025-223-7106
北区北出張所	新潟市北区松浜 1-7-9 TEL : 025-387-1705
東区石山出張所	新潟市東区石山 1-1-12 TEL : 025-250-2820
中央区東出張所	新潟市中央区蒲原町 7-1 TEL : 025-223-7502
中央区南出張所	新潟市中央区新和 3-3-1 TEL : 025-223-7552
江南区横越出張所	新潟市江南区横越中央 1-1-1 TEL : 025-382-4283
秋葉区小須戸出張所	新潟市秋葉区小須戸 120-5 TEL : 0250-25-5710
南区味方出張所	新潟市南区味方 1544 TEL : 025-372-6805
南区月潟出張所	新潟市南区月潟 535 TEL : 025-372-6905
西区黒埼出張所	新潟市西区大野町 2843-1 TEL : 025-264-7760
西区西出張所	新潟市西区内野町 413 TEL : 025-264-7705
西蒲区岩室出張所	新潟市西蒲区西中 860 TEL : 0256-72-8814
西蒲区西川出張所	新潟市西蒲区旗屋 585-1 TEL : 0256-72-8752
西蒲区潟東出張所	新潟市西蒲区三方 1 TEL : 0256-72-8862
西蒲区中之口出張所	新潟市西蒲区中之口 626 TEL : 025-375-2712

【別表 1】

(中小企業者の定義) 中小企業者とは、会社および個人であって、次のものが該当します。

- ①資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下のもので、製造業、建設業、運輸業その他の事業 (②～④以外) を主たる事業として営むもの。
- ②資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下のもので、卸売業を主たる事業として営むもの。
- ③資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下のもので、サービス業を主たる事業として営むもの。
- ④資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下のもので、小売業を主たる事業として営むもの。

※本事業では、従業員の数に会社役員 (従業員との兼務役員は除く) および個人事業主本人は含めないものとします。また、以下のいずれかに該当する者は、パート労働者として、常時使用する従業員の数には含めないものとします。

ア. 日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を越えて引き続き雇用されている者は除く)。

イ. 所定労働時間が同一の事業者に雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者

※上記①～④基準を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」として本事業の補助対象者になりません。

ア. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業

イ. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業

ウ. 役員数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

なお、上記アイウで「大企業」を「みなし大企業」に置き換えた場合も対象になりません。

【別表 2】

- ①法人等 (個人、法人または団体をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。) であるとき、または法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) であるとき
- ②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき